

「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」概要

目的

【第1条】

道民の生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって道民の健康の増進に寄与する

基本理念

【第2条】

すべての道民が、住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができる

背景

- ・12歳児のむし歯 (H20)
北海道 2.2本
全国 1.5本
- ・8020達成者 (H16,17)
北海道 13.5%
全国 24.1%

役割

【道民】【第7条】

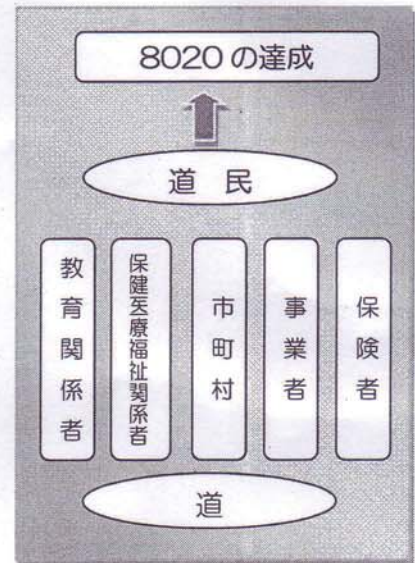
- ・歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努める
- ・歯・口腔の健康づくりに関する取組への積極的な参加、かかりつけ歯科医等の支援等を通じ、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努める

【教育関係者及び保健医療福祉関係者】【第5条】

- ・歯・口腔の健康づくりの推進に努める
- ・他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携・協力に努める

【事業者及び保険者】【第6条】

- ・雇用する従業員や被保険者の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努める



道の取り組み（基本的施策）

● 道の責務【第3条】

道は、歯・口腔の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する

● 市町村との連携協力等【第4条】

道は、住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない

○ 北海道歯科保健医療推進計画の策定【第8条】

- ・基本的な目標を定める
- ・基本的な施策として、環境整備・普及啓発、情報収集・提供、連携体制の構築、離島・へき地におけるサービスの確保、従事者の確保・資質の向上、調査研究の推進等について定める

○ 市町村歯・口腔の健康づくりガイドラインの策定【第10条】 ← 市町村への支援【第9条】

- ・市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりの推進に取り組む上での基本指針を策定する

○ 効果的な歯科保健対策の推進【第11条】

- ・学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を講ずる
- ・保育所、幼稚園、小・中学校等において、フッ化物洗口が実施される場合、的確な実施のための助言を行う

○ 障がい者等への支援【第12条】

○ 8020推進週間（毎年11月8日～14日）における8020運動の普及啓発【第13条】

○ 道民歯科保健実態調査の実施（おおむね5年ごと）【第14条】

◆ 道は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める【第15条】

◆ 道は、毎年度、施策の推進状況について議会へ報告する【第16条】